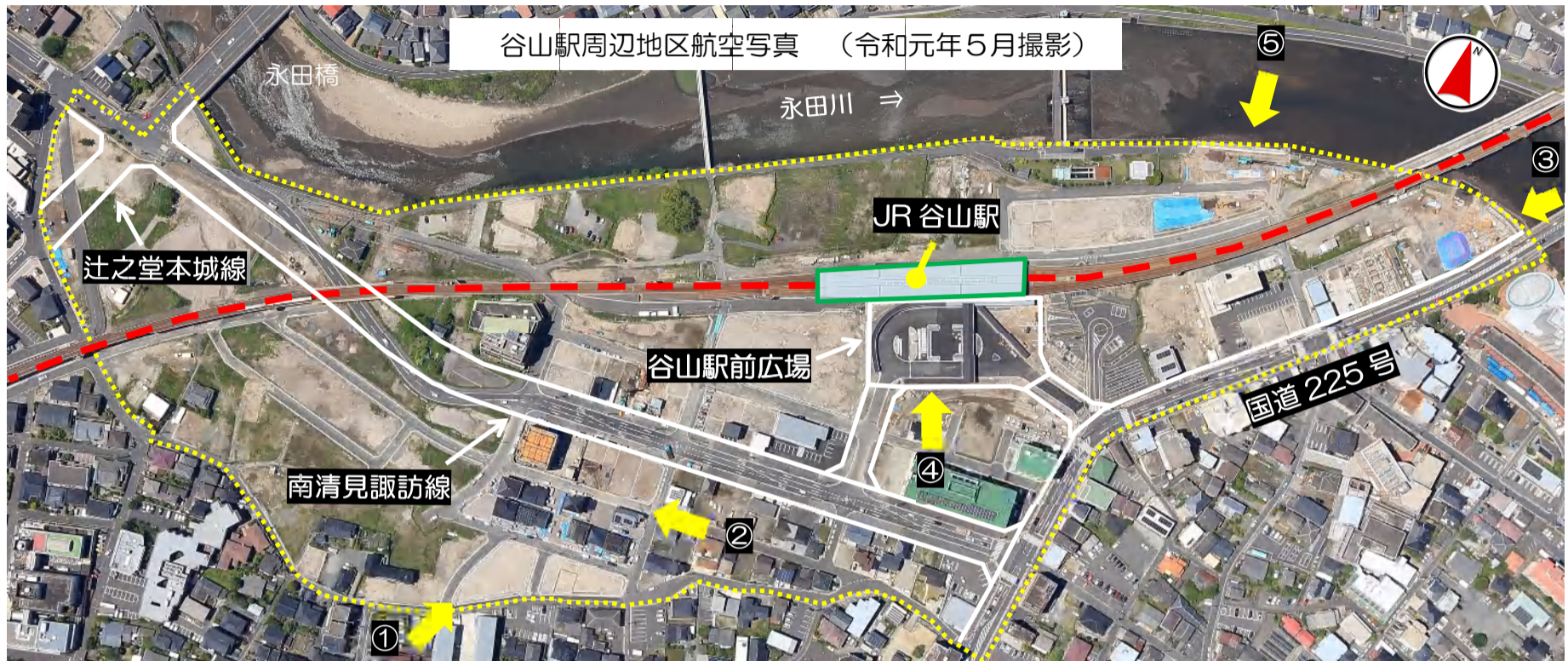


谷山駅周辺地区 第30号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央5丁目26番7号



連絡先	谷山駅周辺地区係	Tel.099-269-8435 (直通)
	補償係	Tel.099-269-8437 (直通)
	工事係	Tel.099-269-2141 (直通)
	谷山第二・第三地区係	Tel.099-269-8436 (直通)
	F A X	099-268-2602



現在の谷山駅周辺地区



① 公園予定地の整地が完了しました。



② 新しい住宅の建築が進んでいます。



③ 道路擁壁の工事を進めています。



④ 谷山駅前広場が完成間近です。



⑤ 道路擁壁の工事を進めています。

初夏の頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。

谷山駅周辺地区土地区画整理事業におきましては、皆様のご理解ご協力により、事業が推進できますことに深く感謝申し上げます。

平成30年度については、区画道路の築造や宅地整地を進め、5つの街区(3・21・23・28・29街区)で使用収益を開始することができました。また、永田川沿いの道路擁壁については、上の写真のとおり、2つの工区で着工し、現在も工事を進めております。そのほか、谷山駅前広場については、上屋(シエルター)や照明設備が完成し、7月1日の一部供用開始に向けて、舗装工事や植栽工事に取り組んでいるところです。

令和元年度は、引き続き道路築造や宅地整地等を進めるとともに、電気、水道などのライフラインの整備を進め、皆様の仮換地をできる限り早くお返しできるように努めてまいります。詳細な工事箇所については、裏面をご覧ください。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、事業の早期完了に向け、より一層、努力してまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

平成30年度末の進捗状況

進捗率 …… 約85%

(※事業費ベース)

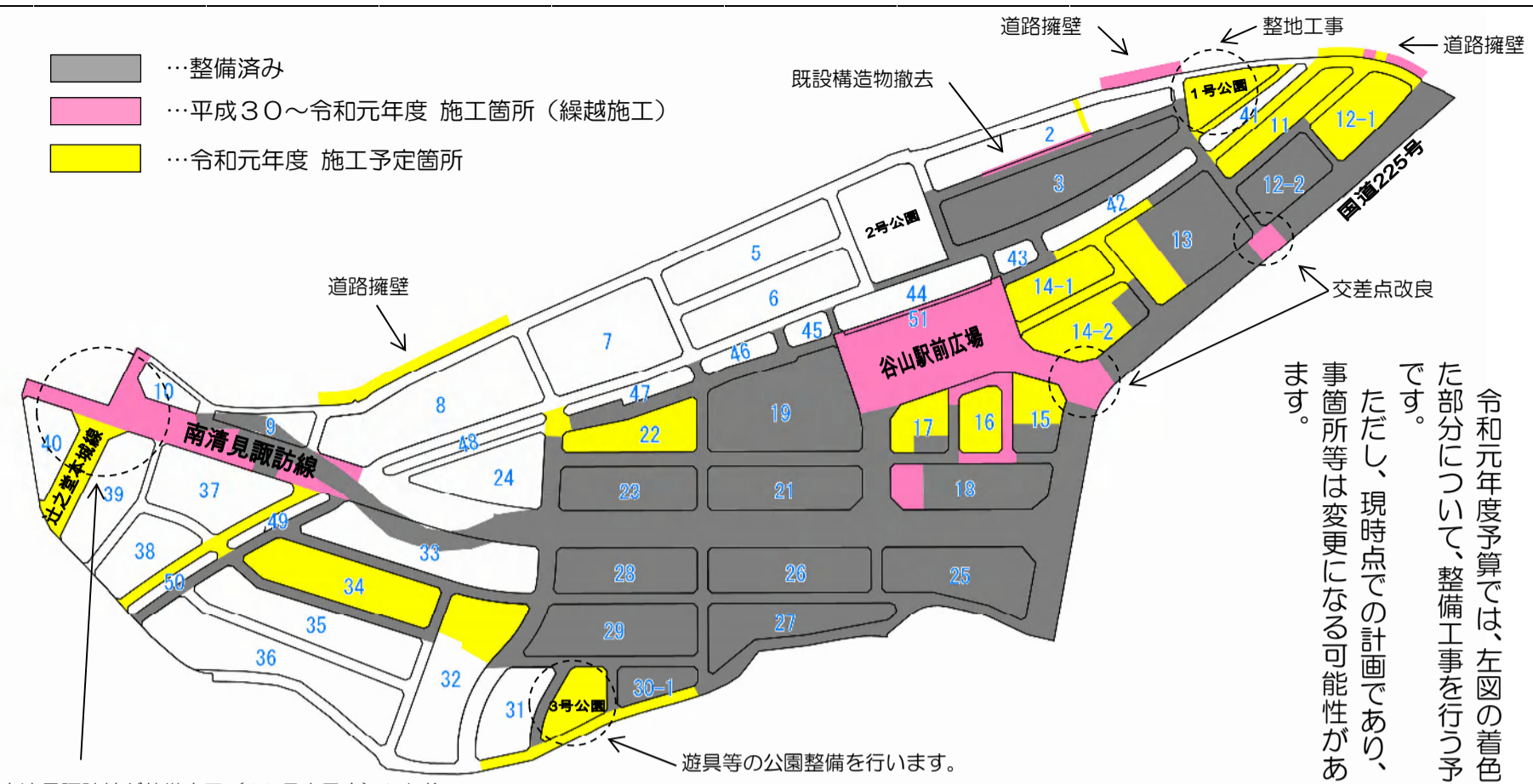
建物移転率 …… 約99%

(※繰越予算を含む)

仮換地指定率 …… 約95%

(※全ての方々の仮換地指定が完了し
しつぽ)

令和元年度の事業概要



南清見諏訪線が整備完了（11月末予定）した後、辻之堂本城線を整備し、十字路の交差点となります。

令和元年度予算では、左図の着色した部分について、整備工事を行う予定です。ただし、現時点での計画であり、工事箇所等は変更になる可能性があります。

車両乗入に伴う歩道切下げについて
歩道設置を計画している道路においては、歩行者の安全確保のために、縁石によって歩道と車道が分離されます。しかし、駐車場乗入部については、縁石の切下げを行う必要があります。

施行地区内での建築物の建築等について
土地区画整理事業施行地区内において、次のような行為を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定により、事前に鹿児島市の許可を受ける必要があります。

- 住宅等の建物や工作物の新築、改築または増築を行う場合
- 土地の区画形質の変更（盛土や掘削等）を行う場合
- 容易に移動できない物の設置等を行う場合

皆さまへのお願い
次のような時には谷山都市整備課まで『届出』が必要になります。

- 土地の登記名義人が変わったとき
(変更後の登記簿謄本の写しを)準備ください)
- 土地所有者の住所を変更したとき
- 代理人を定めたとき
- 借地権の申告をするとき
(他人名義の土地に建物などを所有する人)

各種届出は谷山都市整備課でお渡ししています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは欄外下部をご覧ください。

区画整理事業 Q & A

Q1 補償金を受け取った後、税金が上がった場合、消費税率が上がるのでしょうか？
A1 建物などの移転補償金を受け取った後、仮住まい中に消費税の引き上げがあった場合、過去においても、国などの通達にもとづき、税率引き上げの差額分を追加で補償した経過があります。今後、消費税の引き上げがあった場合も、同様の対応が必要と考えております。

Q2 区画整理事業中は、区画整理区域内の土地の売買はできるのでしょうか？
A2 土地区画整理事業施行地区内の土地の売買については特に制限はありません。ただし、鹿児島市有地（小宅地対策用地・換地操作用地）を購入する確約をしている方は、仮換地の新たな所有者（買われる方）にこの確約を引き継いでいただくこととなりますので、そのことを新たな所有者によく理解していただき、了承してもらった必要があります。なお、仮換地が使用できるようになるまでの間に、土地を売却した場合には、仮住居使用料等の補償は終了することとなります。

Q3 仮換地指定通知をなくしてしまったんだけれど、再発行してもらえるの？
A3 仮換地指定通知の再発行はできませんが、仮換地指定通知と同じ内容が記載されている、仮換地証明の発行ができます。土地所有者が仮換地証明の申請をする場合は、手数料300円のほかに、印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証など）が必要となります。また、代理人が申請する場合は、土地所有者からの委任状が必要です。

「不明な点がございましたら、谷山駅周辺地区係(099-269-8435)まで、お気軽にご連絡ください。」